

廃蛍光管の受入を開始いたしました。適正処理を、お願いします。

廃蛍光管の内部には、水銀が封入されています。その量は40Wの蛍光管で約1本当たり約10mgくらいですから、40mg/kgくらいの水銀量となります。平成11年、廃蛍光管は水銀含有物として定義され、安定型最終処分場への埋立が禁止されました。平成12年には地球環境にやさしい循環型社会への関心が高まり、「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。平成13年には「廃棄物処理・再資源化ガイドライン」に廃蛍光管が33番目の品目に追加されました。平成16年には「廃棄物処理法」の改正政令案及び省令案を経て、排出事業者の処理責任がより明確化され、法を守るよう通達が出されました。このように廃蛍光管は適正処理・リサイクルの対象にされています。

--- 廃蛍光管の適正処理・リサイクルを実現させる ---



野村興産(株)イトムカ鉱業所

野村興産(株)イトムカ鉱業所に送られ、水銀回収の他、鉄鋼原料、建築用断熱材(ガラスウール)、ソフトフェライト原料(マンガニ亜鉛フェライト)、亜鉛源等に供されます。野村興産(株)イトムカ鉱業所は、国内唯一の含有水銀廃棄物から粗水銀を精製して商品化(リサイクル)している会社として知られています。



平成17年10月18日に
エコアクション21を認証・登録しました。

パイロット事業枠以外で本審査を受けて取得したのでは北海道で2件目。産業廃棄物処理業では、最初の登録者となりました。これからも低公害車の導入や低公害の処理方法について検討し、環境保全に全力を尽くしてまいります。

平成18年5月24日に「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」において評価基準適合者として認定されました。

この評価制度の北海道内の認定会社は、平成19年1月25日現在、産業廃棄物業者では2社以上無く、多数品目を処理しているのは当社のみです。今後もその評価に恥じる事のないように、適切な産業廃棄物の処理を行うと共に、ゼロエミッション・循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

当社は、廃蛍光管・水銀灯を適正処理し、水銀のリサイクルに努めています。

処理料金	廃蛍光管	40W以下	300円 / 本	41W以上	600円 / 本
	水銀灯・ナトリウムランプ・ネオハイドランプ	400W以下	1000円 / 本	401W以上	2000円 / 本

株式会社 **ネオリサイクル**

〒077-0003 留萌市春日町2丁目37番地1
 本社電話番号 0164-43-5401
 工場電話番号 0164-43-5301